



6月
2017年

オーストラリア到着時に

バイオセキュリティ



オーストラリアのバイオセキュリティ

生きている動植物、植物性資材、動物性製品、およびある種の海外からの食品は、オーストラリアへ世界で最も有害な害虫や疾病を持ち込む可能性があります。それは、我が国の価値ある農業および観光の産業や我が国独自の環境を破壊してしまうかもしれないのです。

農業・水資源省は、その他の当局や業界およびコミュニティと共に、オーストラリアの清潔で衛生的な食品の供給を維持するため、国内と海外で重要な役割を果たしています。オーストラリアのバイオセキュリティシステムは、国内に侵入する害虫や疾病のリスクを減らすことにより、人間、動物、そして植物の健康を保護しています。誰もが強力なバイオセキュリティシステムから利益を得ています。そのため、誰もが果たすべき役割を持っているのです。

これについて申告してください

あなたに、オーストラリアへの到着前に入国乗客カードが与えられます。あなたは、要件を遵守してこの情報を提供しなければなりません。虚偽または紛らわしい情報を提供することは重大な違法行為です。

バイオセキュリティ上のリスクを引き起こす可能性がある物品を持ち込む場合は、カードに【はい】とマークしなければなりません。これらの物品には植物性素材、動物性食品、および一定の食品が含まれます。

申告された物品を農業・水資源省の係官が、あなたの通関手続き中に検査することがあります。

バイオセキュリティ担当の係官は、たとえあなたが物品を申告していなくてもあなたの手荷物を検査することがあります。エックス線または探知犬が使用されることがあります。あなたは、検査の前にバイオセキュリティのリスクがあるすべての物品について申告するか、もしくは処分しなければなりません。もし入国乗客カードで申告をしない、あるいは虚偽の申告をした場合、

- あなたは拘束され
- 民事上の罰則が適用されるか
- 起訴されて420,000豪ドル以上の罰金を課せられて最長10年間刑務所に入れられる可能性があります (これは犯罪の前科として記録に残ります)。

たとえオーストラリアで許可されていないものであっても、すべての物品について申告さえしていれば、2015年バイオセキュリティ法の罰則が適用されることはありません。

国際便で旅行している国内の乗客

あなたの物品が、以前バイオセキュリティ上のコントロールを受けたことがある航空機または物品に露出されたことがあるかもしれません。これが、あなたの物品に関連したバイオセキュリティ上のリスクレベルに影響している可能性があります。もし、あなたがバイオセキュリティ上の懸念がある食品あるいはその他の物品を持ち運んでいる場合は、その物品に対する査定が行われることがあります。物品の原産地がどこであるかにかかわらず、それが容認できないレベルでバイオセキュリティ上のリスクを提示している場合は、バイオセキュリティ管理行為の対象になることがあります。

申告した物品はどのように扱われるのですか？

物品はバイオセキュリティ担当の係官によって検査され、係官がその物品に関連するバイオセキュリティ上のリスクのレベルを判断します。バイオセキュリティの係官がリスクを判断できるよう、あなたは情報または書類を提供するよう求められることがあります。多くの場合申告された物品は低リスクなものであり、バイオセキュリティの係官は検査後にそれを返却してくれます。しかしながら、容認できないレベルでバイオセキュリティ上のリスクを提示する物品は、2015年バイオセキュリティ法に従って管理されます。

リスクの度合いに応じて、あなたは以下を行うことができます。

- バイオセキュリティ上のリスクを減らすため、物品処理のためのお金を支払う (例えば、燻蒸消毒、ガンマ線照射)*
- お金を支払ってオーストラリアから輸出してもらおう、もしくは
- 物品を破棄する。

最初の2つのオプションは有料であり、特別な条件が適用されることがあります。

農業・水資源省は、処理の結果引き起こされる可能性がある損害のリスクを最小限にするためにあらゆる努力を払いますが、処理中または輸出中に物品に万が一損害が生じたとしても責任を負いません。

あなたは物品に対して輸入許可証 (あなたの到着前に農業・水資源省が発行したもの) を申請できます。輸入許可証は条件に応じて発行されるかもしれません。もし物品に対して輸入許可証をお持ちの場合は、バイオセキュリティの係官が、その輸入が輸入許可証の諸条件を遵守したものになっているかどうかを査定します。

一部の州や準州は、オーストラリアの他の地域から新鮮果物が持ち込まれることを禁止しています。

到着時に

ある種の物品、植物性素材、および動物性食品は申告しなければなりません。例のリストは完全なものではありません

食品

- 機内食およびスナック
- 商業目的で加工や調理がされた、および生の食品ならびに成分
- 乾燥果実および野菜
- 即席麺および米
- 包装食品
- 薬草と香辛料
- 植物を使った、および伝統的な、薬、治療、強壮剤、およびハーブティー
- スナック食品
- 蜜ろうおよびその他の蜂製品

乳製品と卵製品

- 乳児用調合乳
- 乳製品 (新鮮なもの粉末状のもの) でミルク、チーズ、および「乳成分を含まない」クリームを含みます
- 全卵、乾燥卵、粉末卵、およびマヨネーズなどの卵製品
- 商業的に製造がされていない麺やパスタを含む卵製品

肉、鶏肉、およびシーフード製品

- すべての動物類の肉で、新鮮、冷凍、乾燥、調理、燻製、塩漬け、または保存加工されたものを含む
- ソーセージ、サラミ、およびスライスされた肉
- 魚およびその他のシーフード製品

種子とナッツ

- 穀物、ポップコーン、生のナッツ、松ぼっくり、粒餌 (鳥に与える)、種子、および種子を含んでいる装飾品

新鮮果物と野菜

- すべての新鮮な、および冷凍の青果物

植物性の素材

- 生きている植物 (挿し木用などに切ったものも含む)
- 種子、果物皮 (例えば、柑橘類やりんごの皮) および果物の破片を含んでいるお茶
- 薬草、種子、樹皮、菌類、および乾燥した植物性の素材を含んでいる治療法や薬
- 新鮮な花またはドライフラワーを使った花飾りやポプリ
- 乾燥した薬草あるいは葉
- 手芸品 (花輪やクリスマス用のデコレーションを含む) で、種子、生のナッツ、コーン、松ぼっくり、ブドウのつる、樹皮、苔、麦わら、あるいはその他の植物性の素材を含んでいるもの
- 木製の物品

生きている動物および動物性食品

- すべての哺乳動物、鳥、鳥の卵と巣、魚、爬虫類、両生動物、および昆虫
- 羽毛、骨、つめ、牙、羊毛、および獣毛
- 皮、革、および毛皮
- 縫いぐるみの動物人形、および鳥 (一部は絶滅危惧種法下で禁止される可能性があります)
- 貝殻および珊瑚 (宝石と記念品を含む)
- 蜜ろうおよびその他の蜂製品
- 獣医用の機器および薬など使用済みの動物用機器、剪毛や肉取引用の道具、馬具類や留め具および動物あるいは鳥用のかご
- ペットフード - 缶詰製品および生皮チューズを含みます。
- ドラムなど生皮製品および手芸品。

その他の物品

- 組織培養を含む生体学的試料
- 動物性または植物性の素材から作られた工芸品や趣味用の製品
- 使用されたことのあるテント、フットウェア、ハイキング用ブーツ、ゴルフ用品、および自転車などのスポーツやキャンプ用の機器 (そうしたものは清潔であり、かつ土壌による汚染がないことをチェックする必要があります)
- 竿やネット、防水長靴、カヤック、パドル、およびライフジャケットなど使用済みの淡水の水上用機器あるいは魚釣り用の機器。

バイオセキュリティ上の輸入条件

その他の情報はバイオセキュリティ輸入条件システム (BICON) で利用可能です。

バイオセキュリティ上のリスクおよび違反の報告

手荷物や物品を開梱したときに昆虫、動物、または植物性素材を見つけた時は、直ちに **1800 798 636** に電話して、農業・水資源省までそのことを報告してください。

あなたがバイオセキュリティ上の懸念がある物をそれと知らずに持ち込んだ場合は、訴追されることはありません。

もし、誰かがオーストラリアのバイオセキュリティ法や輸出法あるいは食品検査法に違反していると疑われる場合は、その情報を農業・水資源省まで以下の手段により報告してください。

電子メール: enforcement@agriculture.gov.au

電話: 1800 803 006

郵便住所:

Department of Agriculture and Water Resources Redline, Enforcement
GPO Box 858
Canberra ACT 2601



電話 1800 900 090



agriculture.gov.au